

# 監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	58

時 期	令和3年4月21日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	都市整備部 住まい政策課
項 目	市営住宅の住宅使用料、敷地（駐車場）使用料等について
監 査 結 果 （意見等） の内容	<p>市営住宅の住宅使用料及び駐車場使用料（以下「住宅使用料等」という。）に係る徴収業務について、指定管理者は通常の徴収業務や初期の滞納者に対する督促状の発送業務、納付相談、納付指導を担当するとともに、市は住宅使用料等の滞納が長期化する入居者など住宅の明渡し請求を視野に対応を要する案件について、指定管理者と協力しながら納付相談、納付指導を担当しています。市営住宅等の管理に関する年度協定書では、指定管理者が行う住宅使用料等の徴収に関して目標徴収率を定めていますが、現指定管理者が管理運営を開始した令和元年度において、平成20年10月に指定管理者制度に移行して以来、初めて目標徴収率を達成しました。これは指定管理者が平時から頻繁に滞納者との接触を図り、滞納が長期化しないよう早めの対応に努めるとともに、所管課職員も滞納者の生活実態を把握し、関係部署とも連携を取るなど丁寧に対応を重ねてきた結果であり、徴収率が向上していることは高く評価できます。</p> <p>また、住宅使用料等を未納のまま退去した者に対する徴収業務について、債権回収を取り扱う弁護士法人に委託しています。現在委託契約を締結している弁護士法人は、平成26年3月から平成30年3月31日までの期間で契約する募集条件で、初年度はプロポーザル方式によって事業者を決定し、その後は毎年度特名随意契約によって委託契約を締結してきました。しかしながら、当初示した期間を過ぎてもなお、現時点においても特名随意契約によって、同事業者と契約を締結しています。これについて、所管課に特名随意契約の理由を確認したところ、「滞納住宅使用料等の徴収業務委託という契約の性質上、支払交渉など業務実績の蓄積が必要であり、随意契約による業務の継続が滞納住宅使用料等の徴収に有利である。」旨の説明を受けました。ここ2年度分の実績を見ると徴収額は増加しており、継続的に徴収業務を行うことで一定の効果が出ていることは理解できますが、当初の委託契約開始からすでに7年が経過していることから、改めて広く募集したうえで事業者を選定するよう見直しを行ってください。</p>

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p>令和3年7月21日 措置通知</p> <p>退去者滞納者に対する徴収業務を委託する事業者について、改めて広く募集し、プロポーザル方式により事業者の選定を令和3年度中に行います。</p>
---------------------	---

# 監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	59

時 期	令和3年4月21日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	都市整備部 建築営繕課
項 目	宝塚市公共施設（市有建築物）白書について
監 査 結 果 （意見等） の内容	<p>本市では、公共施設の状況に関する情報の共有化と施設保全の意識を深めることを目的として、平成25年1月に宝塚市公共施設（市有建築物）白書（以下「白書」という。）を作成しました。その内容は、公共施設についての用途別分類、配置状況、更新等費用予測のほか、施設の個別票では各施設の概要、維持管理コスト、運営コスト、施設の利用状況などについて記載しています。</p> <p>白書については、作成して以来、現時点においても市ホームページに掲載しています。しかしながら、その中にはすでに用途廃止となり、建物自体が解体され存在しない施設の情報も掲載されており、また新設された施設については情報が追加されていないままホームページで公表しています。</p> <p>一方で、宝塚市建築物等保全規程に基づき、1棟の延べ床面積が100㎡以上の施設を対象として施設建築物保全計画を作成しています。所管課は施設管理者に対して、各施設の修繕内容、設備保守点検委託業務など施設保全の実施状況、点検マニュアルチェックシートに基づく施設状況について、毎年度、照会するとともに保全データを更新し、保全状況を確認、把握しています。</p> <p>白書に示す内容については、宝塚市公共施設等総合管理計画及び宝塚市公共施設マネジメント基本方針に移行され、白書としては一定の役割を果たしたことは理解できます。しかしながら、現時点での公共施設の状況を示す基礎的なデータがどこにも公表されていない状況を鑑みると、まさしく市を挙げて公共施設マネジメントに取り組んでいる時期だからこそ、所管課は施設の基礎データや保全状況などの情報を公表し、市民もそれを見ることで公共施設マネジメントの取組への理解を促すことが重要であると考えます。すでに毎年度において各施設ごとの保全データを更新している状況にあることから、更新されず過去の情報のまま掲載している現在のホームページ内容を見直し、市民にとってより分かりやすい情報の提供に努めてください。</p>

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和3年7月21日 措置通知
	<p>白書に示す内容については、宝塚市公共施設等総合管理計画及び宝塚市公共施設マネジメント基本方針に移行され、白書としては更新する予定はありませんが、市民に分かりやすい情報を提供するため、公共施設の状況を示す基礎的なデータ更新の取組に努めていきます。</p> <p>なお、今後のデータ更新については、施設マネジメント課に所管が移ります。</p>

# 監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	60

時 期	令和3年4月21日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	都市整備部 市街地整備課
項 目	公益施設管理運営事業について
監 査 結 果 (意見等) の内容	<p>さらら仁川及びピピアめふ（以下「公益施設」という。）の管理運営については、令和元年度から指定管理者制度に移行しています。</p> <p>指定管理者制度に移行する目的の一つに、公益施設の稼働率の向上を挙げていましたが、平成30年度と令和元年度の稼働率を比較すると、さらら仁川の稼働率が平成30年度30.8%から令和元年度32.1%、ピピアめふの稼働率が平成30年度29.1%から令和元年度28.7%と、公益施設全体としては大きな稼働率の向上は見られませんでした。</p> <p>これにはコロナ禍も少なからず影響していると思われませんが、もう一つの原因として利用者へのPR不足が挙げられます。所管課からは、「指定管理者制度移行前に比べて施設の雰囲気も明るく人も増えている様子が見受けられ、また、今後は市ホームページや市民への周知だけでなく、施設周辺、他市の利用者へのPRも意識して行っていく。」との説明を受けています。</p> <p>指定管理者に任せきりにすることなく、市も公益施設のPRや周知など側面的な応援をしながら、公益施設の稼働率、利用の向上に努めてください。</p>

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p><u>令和3年7月21日 措置通知</u></p> <p>公益施設の運営については、指定管理者制度の導入により、民間事業者による効率的な施設管理や柔軟な発想による自主事業の実施に努めています。</p> <p>同制度への移行後は、市ホームページ及び公益施設のホームページのほか SNS によるリアルタイムな情報発信を行い、著名人や近隣で活動されている芸術家の方々、施設周辺の自治会とも連携したイベント実施による集客を図りました。その一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染対策として施設の利用定員を削減したほか、臨時休館や開館時間の短縮などにより、稼働率が思うように向上できませんでした。</p> <p>今後、更に利用者ニーズを把握し、ニーズに合ったサービスを提供すると共に、公益施設の未活用ゾーンである屋外テラスの活用についても、指定管理者と一緒に、ベンチのメンテナンス、花壇の整備を行い、施設内だけでなく、屋外にも憩いのスペースの整備を行い、駅前の立地を生かした賑いのある施設となるように取り組みます。</p>
---------------------	--

# 監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	61

時期	令和3年4月21日 報告												
種類	<u>1定監</u> 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他												
担当課	産業文化部 商工勤労課												
項目	宝塚市住宅リフォーム補助金について												
監査結果 (意見等) の内容	<p>宝塚市住宅リフォーム補助金は、市民が自己で所有し居住する住宅等に、市内の施工業者を利用して修繕、補修等の工事を行う場合にその経費の一部（上限10万円）を補助することにより、市内産業の活性化及び雇用の創出を図るとともに、市民の生活環境の向上に資することを目的としています。また、平成30年度から令和2年度までの補助件数及び補助金額は次のとおりとなっています。</p> <p style="text-align: center;">（単位：件、円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助件数</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td style="text-align: center;">1,415,000</td> <td style="text-align: center;">1,627,000</td> <td style="text-align: center;">1,984,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該補助事業において利用された市内施工業者の業者数について確認したところ、平成30年度10者、令和元年度8者、令和2年度13者（見込み）となっている上、施工業者の延べ件数にも偏りが見られ、特定の業者が利用されている状況でした。また、宝塚市補助金交付基準において「個人給付の補助金は、適切な所得制限等を設けること。」とあるにもかかわらず、当該補助事業は所得制限が設けられていません。これらのことについて所管課に確認したところ、「利用施工業者に若干の偏りが見られることから、広く市内小規模事業者を利用していただくため、市からの制度周知に努める。また、当該補助金は市民個人に支払うものだが、補助金の主たる目的は、市内産業の活性化及び雇用の創出を図ることであり、間接的に市内小規模事業者への支援を行うものであるため、応募する市民に対しての所得制限は設けていない。」旨の説明を受けました。</p> <p>例年、募集人数を超える市民からの応募があることや、令和2年度の利用施工業者の総事業費としては補助金総額の約17倍（3,367万円）となるなど、一定効果があることは理解できますが、補助率が100分の10で1件10万円を限度とする当該補助制度が市民のリフォームの動機付けにつながっているのか、また、利用されている市内施工業者が少ないことから「市内産業の活性化及び雇用の創出」という補助目的が達成されているか疑問が残ります。さらに、間接的支援の対象となる市内小規模事業者の対象数を所管課が把握していないことも問題があると考えます。事業の目的及び効果を整理・検証し、補助金の目的に沿った事業の在り方を検討してください。</p>		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	補助件数	15	20	22	補助金額	1,415,000	1,627,000	1,984,000
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)									
補助件数	15	20	22										
補助金額	1,415,000	1,627,000	1,984,000										

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p><u>令和3年7月21日 措置通知</u></p> <p>当補助金制度における市民のリフォームの動機付けについては、毎年の市民からの問い合わせの声及び本補助金への応募状況から、本補助金には一定の効果は認められますが、利用されている市内施工業者が少ない点については、市内施工業者の対象数の把握に努め、利用される施工業者の偏りが是正できるよう事業の見直しを検討します。</p> <p>また、令和4年度以降については、市の財政状況を注視しつつ、施工業者の偏り是正など事業効果を高めるための検討と併せて本補助金スキームの再検討を行い、継続すべきであるかを総合的に判断していきたいと考えています。</p>
---------------------	--

# 監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	62

時 期	令和3年4月21日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	産業文化部 農政課
項 目	宝塚市自然休養村管理運営指導事業委託契約について
監査結果 （意見等） の内容	<p>本市では、西谷の地域資源を活用し、農業振興地域の景観・農業生産物を活かした、観光農業の推進、特産物の生産奨励等を実施することを目的に、宝塚市自然休養村管理運営指導事業委託として、宝塚市自然休養村管理運営協議会（以下「自然休養村協議会」という。）との間に、特名随意契約により契約金額66万円で委託契約が締結されています。</p> <p>自然休養村協議会は、農業振興地域の現状に即した農業の普及、美しい自然環境を生かした農林資源の有機的な活用、都市に住む人々に自然と親しみ、安らぎと休養の場の提供、地域活性化による農家の生活向上を目的に、西谷各集落10農会、佐曾利園芸組合、長谷牡丹園芸組合、兵庫六甲農業協同組合宝塚営農支援センター、西谷朝市の会、西谷自治会連合会、西谷地区まちづくり協議会、宝塚直売所部会等の西谷に活動拠点を置く22団体で構成され、当該契約に係る委託料収入を基に、観光農業の推進や西谷収穫祭の開催等の集落活性化事業を行っています。</p> <p>令和2年度の当該契約に係る書類一式を確認したところ、次のような問題点が見られました。</p> <p>まず、仕様書については、委託内容に「西谷地域の農業資源を利用した西谷の魅力を発信し、観光農業の推進に取り組む。」「西谷夢市場での直売など、流通・販売と一体となった西谷産野菜の生産拡大と販売促進に取り組む。」等の抽象的な取組項目が示されているのみで、市が当該契約で受託者に委託する具体的な業務内容が明示されていません。また、設計金額の積算根拠については、「過去の実績値を参考として積算した。」旨の説明を受けましたが、個々の実施内容に係る金額を積み上げておらず、明確な根拠がありません。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、集落活性化事業（西谷収穫祭事業）を中止し、代替として観光農業推進事業と特産物育成流通促進事業の拡充を図るという理由で、令和2年7月に、契約金額の変更はなく仕様書の内容を一部変更する変更契約が締結されています。変更契約における設計金額の積算根拠を確認したところ、「当初の積算金額に、収穫祭代替事業（新規事業）を加え、全体調整を実施した。」旨の説明を受けましたが、事業内訳のうち、仕様書の内容変更がない野菜生産促進事業及びダリア球根生産促進事業において、明確な理由もなくそれぞれ設計金額が加算されており、変更契約を行う必要性に疑問を感じざるを得ません。</p> <p>契約履行の確認方法についても、「委託完了届及び宝塚市自然休養村管理運営指導事業報告書をもって、仕様書に対する契約履行の確認を行っている。」旨の説明を受け、令和元年度の宝塚市自然休養村管理運営指導事業報告書を確認しましたが、「内容：トリプルA農産物作り研修会、開催月：7月」、「花まつりや収穫祭の催しなどを通し、ダリアの球根の生産促進を行った。」等の記載しかなく、具体的な実施内容や効果の記載がないため、契約履行について成果を含めた検証ができていません。前述したとおり、仕様書に受託者に委託する具体的な業務内容が明示されていないことも、原因の1つであると考えます。</p> <p>また、自然休養村協議会では、当該契約に係る委託料収入の一部から、自然休養村事業補助金として、ダリア球根の生産促進とともに、「ダリア花まつり」等の誘客イベントを行うため、佐曾利園芸組合に14万4千円、武庫川河川敷で開催される「宝塚朝市」等へ出展し、西谷産の野菜即売を行うため、西谷朝市の会に</p>

	<p>14万4千円、農産物残渣である「もみ殻」をたい肥化し、有機肥料を利用促進するため、宝塚直売所部会に6万7千円、計35万5千円を交付しています。この補助金額については、変更契約における各事業内訳の設計金額とおおむね一致しており、仕様書に記載されている委託内容を実施するための事業費補助と推察されます。</p> <p>さらに、西谷朝市の会では、自然休養村協議会から交付された自然休養村事業補助金14万4千円と西谷朝市の会の会費5万5千円を合わせた収入から、西谷朝市の会とNPO法人消費者協会宝塚で構成される宝塚朝市運営協議会に対し、宝塚朝市負担金17万円を支払っています。この負担金は、宝塚朝市運営協議会が支払う、宝塚朝市における警備費用の一部となっています。</p> <p>当該契約における契約書の第5条（再委託等の禁止）には、「委託業務の全部若しくはその主たる部分または他の部分から独立して機能を発揮する部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない」と記載されています。この補助金を受けた3団体は、自然休養村協議会の構成員であり第三者ではありませんが、委託料収入の53.8%を構成員に補助金として支出し、受託事業を遂行していることについて、再委託等の禁止に抵触するのではないかと思慮します。</p> <p>また、自然休養村協議会、西谷朝市の会、宝塚朝市運営協議会の事務局を全て農政課が担っているため、委託契約の委託者及び受託者双方の事務を同一課が所管する弊害が出ているのではないかと憂慮します。今後、長期的な視点で団体独自の事務局体制づくりを進めていく必要があると考えます。</p> <p>このように、当該契約の業務内容を鑑みると、委託料での事務執行は不相当であると考えます。業務内容について、本来市がすべきことと受託者がすべきことを整理した上で、公益性があり、かつ必要性が認められるのであれば、補助金への変更も検討する等、制度全体を見直すべきではないかと考えます。</p> <p>なお、今回意見した内容につきましては、平成20年度定期監査（平成21年2月19日付け監査結果報告書）及び平成24年度定期監査（平成25年4月16日付け監査結果報告書）において、既に2度にわたり意見を付しておりますが、改善に向けた取組は不十分であったと言わざるを得ません。引き続き、透明性のある適正な公金の支出に向け、事務処理の適正化に取り組んでください。</p>
--	---

<p>措置結果又は方針の内容（時期・内容等）</p>	<p><u>令和3年7月21日 措置通知</u></p> <p>令和3年6月22日（火）開催の宝塚市自然休養村管理運営協議会の総会にて、令和3年度の委託契約は行わない旨を説明し、承認を得ています。</p> <p>今後、同協議会は西谷収穫祭のみを行うための団体となると考えられるので、7月に開催予定の総会の場から、西谷収穫祭の今後の運営方法についての協議を始めています。</p> <p>また、協議会の事務局についても、西谷収穫祭の運営方法によって自然休養村管理運営協議会を存続させるかが決まるため、総会で協議していくこととなっています。</p>
----------------------------	---

# 監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	63

時 期	令和3年4月21日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	産業文化部 北部振興企画課
項 目	宝塚市北部地域まちづくり基本構想に係る取組状況等について
監査結果 （意見等） の内容	<p>本市では、平成29年6月に北部地域における交流人口を増加させ、定住人口を維持することを目的に、宝塚市北部地域まちづくり基本構想（以下「基本構想」という。）が策定されました。</p> <p>基本構想に基づく取組期間が令和2年度末で終了することを踏まえ、基本構想で示された取組事項に対する取組状況及び取組効果について確認したところ、取組状況については具体的な説明があったものの、取組効果については説明が少なく、また具体的な数値で示されたものではありませんでした。基本構想では交流人口を増加させることも目標とされていることから、交流人口の測定方法を検討し、具体的な数値で取組効果を説明できるようにする必要があります。</p> <p>また、次期構想の策定予定については、「第6次総合計画に位置付けられる地区ごとのまちづくり計画において、基本構想の実施事項が包含され、北部地域のまちづくりに対する行政及び市民の取組が定められたことから、まずは総合計画の達成に注力し、その過程でまちづくり計画に位置付けられていない新たな取組事項が見つかり次第、次期構想の必要性を検討する。」旨の説明を受けましたが、北部地域における具体的な取組事項の所管課は複数にまたがっていることから、北部振興企画課においては積極的に情報収集を行い、北部地域における振興施策の総合調整役を担っていく必要があると考えます。</p> <p>令和3年度には、基本構想に係る取組の総括が行われることとなっていますが、この総括においては、先に述べた取組効果を具体的に説明できるようにするとともに、現在の課題を明らかにした上で新たな取組事項等を整理することにより、北部地域における交流人口の増加及び定住人口の維持という目標が達成できるよう取り組んでください。</p>

措置結果又は方針の内容 （時期・内容等）	<p>令和3年7月21日 措置通知</p> <p>本構想の総括については、現在、各事業担当課に進捗及び今後の方向性を確認しています。一方で、関係課からなる「庁内検討会」を立ち上げ、本構想の検証とあわせて、北部地域振興の課題抽出と新たな取組事項等を整理し、必要に応じ当該課が調整を担っていく予定です。</p> <p>また、本構想に係る取組効果としての交流人口の状況については、北部地域の集客施設への来客数について確認を進めており、上記の検討会の場において共有する予定です。</p>
-------------------------	---



# 監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	64

時期	令和3年4月21日 報告							
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他							
担当課	産業文化部 文化政策課							
項目	各文化関連施設の連携について							
監査結果 （意見等） の内容	宝塚市立宝塚文化創造館、宝塚市立国際・文化センター及び宝塚市立文化芸術センターの利用状況の推移は次のとおりです。							
	（単位：件）							
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		稼働率	利用件数	稼働率	利用件数	稼働率	利用件数	稼働率 (12月まで)
	文化創造館	60.2%	1,416	56.6%	1,385	49.7%	1,261	40.8%
国際・文化センター	47.5%	1,619	44.4%	1,549	37.0%	1,315	27.4%	
文化芸術センター							39.9%	
	<p>コロナ禍の影響を考慮しても、稼働率・利用件数は減少傾向にあります。例えば国際・文化センターの減少理由について、所管課から「利用者の高齢化により利用件数等が減少している。」旨の説明を受けましたが、若年層などの新たなニーズを呼び込む工夫も必要ではないかと考えます。</p> <p>また、今後の方向性として「令和3年度からの10年間を計画期間とする第2次文化芸術振興基本計画に基づき、各施設がそれぞれの特徴を活かした事業を展開していくとともに、文化芸術センターの誕生を契機として、手塚治虫記念館、文化創造館、国際・文化センター等の各文化関連施設が有機的に連携し、文化芸術活動を展開することで、多くの市民が文化芸術に親しめる環境づくりに努める。」旨の説明を所管課から受けました。令和2年6月に開館した文化芸術センターをきっかけとして、各文化関連施設がより一層連携し市内全体を盛り上げることで、稼働率・利用件数が向上するよう取り組んでください。</p>							

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p><u>令和3年7月21日 措置通知</u></p> <p>国際・文化センターでは、令和2年度に施設のホームページを刷新し、ギャラリーや施設内の様子を動画や写真等で分かりやすく紹介しています。これにより、ホームページを見て問い合わせたという人が増加するなど、新規利用者の獲得に繋がっています。また、現在、営利目的や市外在住者の利用が少ない傾向にありますが、これらの利用も可能であることを発信し、利用の増加に努めていきます。</p> <p>令和3年6月には、国際・文化センターが共催事業として「宝塚温泉写真展」を開催し、6日間で848人の来場者を得ました。中には写真展を見るために同センターを初めて訪れたという声もあり、これについては、同時期に文化芸術センターでは「モダン宝塚のレガシー」展を、また、宝塚文化創造館では今年度の企画展として「街と宝塚歌劇」を開催しており、宝塚の歴史や文化を異なる視点で掘り下げた展示を見るために各館を回遊された方もいると聞いています。</p> <p>このほか、各文化関連施設の連携については、文化芸術センター、手塚治虫記念館及び文化創造館の3館で、令和2年度には合同で小・中学校の校外学習モデルコースを検討し、チラシを作成、配布したほか、今年度はクイズラリー企画を検討しています。</p> <p>今後も国際・文化センターを含む各文化関連施設が連携して文化芸術活動を展開することで、多くの市民が文化芸術に親しめる環境づくりに努めるとともに、各施設の利用増加につながるよう図っていきます。</p>
---------------------	---

# 監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	65

時 期	令和3年4月21日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	社会教育部 スポーツ振興課（公益財団法人 宝塚市スポーツ振興公社関係）
項 目	現地調査の実施等について
監査結果 （意見等） の内容	<p>平成28年度財政援助団体等監査（以下「前回監査」という。）以降の公社に係る所管課現地調査の状況について改めて確認したところ、平成29年3月9日に実施した後、令和3年1月25日まで全く実施されていませんでした。平成29年3月9日実施の現地調査は、前回監査において現地調査の未実施が判明したことに伴い後日実施したのですが、それにもかかわらず、現地調査の結果について決裁として残されていませんでした。また、令和3年1月25日実施の現地調査（以下「今回現地調査」という。）は、今回の財政援助団体等監査実施直前に行ったものと考えられ、監査対応のためだけに実施しているとしか考えられません。</p> <p>さらに、今回現地調査において、公社に対して「職員の高齢化と新規不採用による年齢構成の空洞化」、「施設の老朽化による計画的な修繕、更新対策」等を口頭指示していますが、これらは、市と公社とで継続的に話し合っていかなければならない重要な事項であり、口頭ではなく文書により具体的内容について指示すべきであったと考えます。</p> <p>加えて、「施設の老朽化による計画的な修繕、更新対策」は、前回監査等でも意見していますが、本来市が負担すべき修繕であるにもかかわらず、市の予算不足を理由として公社の負担で実施したものが平成18年度から令和元年度までの合計で8,347万円と常態化している状況を鑑みると、むしろ市が主体となって考えていくべきことであると考えます。平成29年6月に公社が調査し作成した「宝塚市立スポーツセンター建物点検に伴う修繕要望」や保全計画書の内容を基に、予防修繕を含む長期的な視点をもって、計画的な修繕を実施するよう努めてください。</p> <p>現地調査は、計画と実績との差を確認することで指定管理業務の執行状況を確認するためだけでなく、指定管理者に業務の誠実な履行を促す効果もあると考えます。今回の監査の中で判明した、屋内及び屋外プール監視業務従事者について市が指定管理者に求めている業務仕様書と公社の再委託の業務仕様書とで資格要件が異なっていたことも含め、所管課においては、今後は定期的な現地調査を実施し、健全かつ良好な関係を公社と築きながら適正な指定管理業務の遂行に努めてください。</p>

措置結果又は方針の内容 （時期・内容等）	令和3年7月21日 措置通知
	<p>所管課として、今後は毎月の業務報告会や予算決算協議だけでなく、経理諸帳簿、給与台帳、施設利用申込書類等の現物確認を行う現地調査を四半期毎に実施し、その実施内容について決裁処理を行います。これをもとに公社と継続的に情報共有と協議を重ねて、健全かつ良好な関係を築きながら、適正な指定管理業務を行うよう努めます。</p> <p>施設に係る修繕計画に関しては、当課において毎年整備の基本方針として、利用者の安全面の確保を優先し危険度の高い箇所順に優先順位を決めています。その優先順位に、公社が調査し作成した「宝塚市立スポーツセンター建物点検に伴う修繕要望」や保全計画書の内容を加えて、市が長期的な視点をもって複数年にわたり、計画的に修繕を実施できるよう取り組みます。</p>

# 監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	66

時 期	令和3年4月21日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	社会教育部 スポーツ振興課（公益財団法人 宝塚市スポーツ振興公社関係）
項 目	利用料金の減免について
監査結果 （意見等） の内容	<p>公社では、宝塚市立スポーツ施設条例第11条に基づき、施設及び附属設備の利用料金を減免しています。この減免について、令和元年度（2019年度）年次事業報告書の中で、「公社の減免規程により処理していますが、近年減免対象の事業が増え公社の収入に影響が生じております。」「とりわけ新規の市主催等事業については、利用料としての予算を計上され、適正な利用料金の収受についてご配慮をお願いします。」と市に対して要望しています。</p> <p>公社の減免内容を確認したところ、市が主体的・中心的に関わっていないのではないかと思われる事業等が見受けられました。このことは、平成24年3月30日付け政策推進課長通知「指定管理者制度導入施設における利用料金の減免の取扱いについて」でも課題と認識されており、施設の所管課及び減免を利用する庁内各所管部課は適正な減免制度の運用及び施設利用に努めることとされています。</p> <p>市が主体的・中心的に関わっていない事業等について減免することは、指定管理者の収入に影響するだけでなく、結果として減免対象事業等への実質的な経済支援となります。市主催等事業に係る利用料金の減免については、他の施設等の状況を鑑みながら、予算外の経済支援と疑われることがなく、真に必要な減免となるよう基準の見直しを検討してください。</p>

措置結果又は方針の内容 （時期・内容等）	<p>令和3年7月21日 措置通知</p> <p>市立スポーツ施設の減免については、宝塚市立スポーツ施設条例第11条に基づき、公社が内規にて減免規程を設け、施設及び附属設備の利用料金を減免しています。</p> <p>今後は、中体連大会等の新規利用が増えてきている事業については、施設利用する各所管課に、減免を行う大会数の精査と予備日の削減をするよう依頼していきます。その他の減免についても、体育協会事務局であり指定管理者である公社と協議して、減免対象事業等の見直しを検討していきます。</p>
-------------------------	--

# 監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	67

時 期	令和3年4月21日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	市民交流部 市民協働推進課（全施設共通）
項 目	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い休館要請した施設の指定管理料の補填について
監 査 結 果 （意見等） の内容	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い休館要請した地域利用施設、共同利用施設、中山台コミュニティセンター及び未成集会所（以下「地域利用施設等」という。）の令和元年度指定管理料の補填（以下「損失補填」という。）については、地域利用施設等に対し臨時休館を要請した令和2年3月13日から同月31日までの期間において、臨時休館したことに起因して失ったと思料される利用料収入（以下「損失収入」という。）から休館に伴い減少した経費等（以下「減少経費等」という。）を差し引いた金額を補填するものです。</p> <p>各指定管理者からの申請書の内容について確認したところ、申請のあった施設27施設中5施設については、損失収入及び減少経費等について積算の記載が見られる一方、残りの22施設については減少経費等についての積算の記載が無く、損失収入のみをもって、その全額が補填されていました。このことについて所管課に確認したところ、「各指定管理者から補填額の申請を受理した後、損失収入及び減少経費について口頭及び電話確認を行い、十分協議した上で決定を行った。ただし、指定管理者による令和2年3月分の光熱水費の支払いについては、費用確定に時間を要し、令和元年度出納閉鎖期間までに支払いを終える必要があったため、領収書や請求書の添付までは求めなかった。」旨の説明を受けました。</p> <p>年度末の限られた期間の中で確認手続や精査を行う必要があったことは一定理解しますが、事前に減少経費等の積算にあたっての対象経費や積算基準を例示するとともに、記載内容が不十分な申請については、内容修正を依頼して積算内容を記載してもらうなど根拠を明確にしておく必要があったのではないかと考えます。</p> <p>今後所管課において同様の申請を受ける際には、あらかじめ申請書の記載方法について分かりやすく説明を加えておくとともに、提出された申請内容を十分に精査し、申請書の記載内容が不十分であるものに関しては、指定管理者に対し修正を依頼するなど、施設間に取扱いの不公平が生じないようにしてください。</p>

<p>措置結果又は方針の内容（時期・内容等）</p>	<p><u>令和3年7月21日 措置通知</u></p> <p>令和元年度を踏まえ、令和2年度における新型コロナウイルス感染症拡大に伴い休館要請した施設の指定管理料の損失補填については、各指定管理者への確認手続をより入念に行い、十分に精査を行った上で、金額の確定を行いました。</p> <p>具体的には、損失補填額の算出に必要な「当該期間における施設の運営に要する費用」（添付資料1のうち「令和2年4月28日付通知」参照）については、各施設における令和元年度収支決算書（光熱水費以外）を基に約1ヵ月分の運営費を算出したうえで、令和2年度の光熱水費実績（損失補填対象期間）を加算し、「当該期間における施設の運営に要する費用」相当額を算出するほか、臨時休館したことに伴う「減少経費」については、令和元年度及び令和2年度の光熱水費データ（領収書や請求書等）の提出を求めた上で、損失補填額の最終確定を行いました。</p> <p>引き続き、損失補填手続きにあたっては、申請書の記載方法について分かりやすく説明を加えるとともに、施設間の取扱いに差が生じないように、各指定管理者と十分に協議を行い、十分に精査した上で損失補填額の確定を行っていきます。</p> <p>（添付資料）</p> <p>1 損失補填通知一式</p>
----------------------------	--

令和2年（2020年）3月31日

政策推進担当課長

財政課長

令和元年度における新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い閉館を要請した施設の指定管理料について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、市が閉館を要請した指定管理施設に対する損失補填の考え方については、下記のとおりとしますので、施設担当各課におかれては対応をお願いします。なお、指定管理協定書において個別にリスク分担を明記している施設はこの限りではありませんのでご注意ください。

#### 1 対象施設

指定管理者との協定書におけるリスク分担において、「不可抗力に伴う臨時閉館等」が宝塚市にあると明記されており、かつ、宝塚市が閉館の要請を行った施設（別紙1のとおり）

#### 2 対象事業

指定管理者が本市との協定において実施する事業

#### 3 リスク分担の対象

宝塚市の要請により施設を閉館したことに起因して失ったと思料される指定事業に係る利用料収入。補填額については、本市以外からの補償等の有無や損失補填の必要性を考慮し、担当課において指定管理者と十分に協議すること。

自主事業に係る損失については、担当課において個別に市顧問弁護士との協議を行い、適正かつ公正な補填額を確定させること。

#### 4 対象期間

始期：閉館要請日以降

終期：令和2年（2020年）3月31日

#### 5 支払い方法及び予算

(1) 令和元年度の年次協定の変更を行い、指定管理料の増額で対応する。

(2) 流用または予備費対応とする。

#### 6 その他

令和2年4月以降の予算対応については、別途通知する。

7 問い合わせ

政策推進担当 中村（内 2024）

財政課 喜多（内 2011）



## 別紙1

No.	施設名称	指定管理者	担当課
1	宝塚市立中山台コミュニティセンター	中山台コミュニティ	市民協働推進課
2	宝塚市立地域利用施設美座会館	美座会館管理運営委員会	市民協働推進課
3	宝塚市立地域利用施設光明会館	光明会館管理運営委員会	市民協働推進課
4	宝塚市立地域利用施設雲雀丘倶楽部	公の施設のよりよい管理運営をめざす市民の会・宝塚	市民協働推進課
5	宝塚市立地域利用施設南口会館	特定非営利活動法人シニアパワーを活かす会	市民協働推進課
6	宝塚市立地域利用施設御殿山会館	御殿山会館管理運営委員会	市民協働推進課
7	宝塚市立地域利用施設西谷会館	特定非営利活動法人宝塚NISITANI	市民協働推進課
8	宝塚市立地域利用施設高松会館	高松町自治会	市民協働推進課
9	宝塚市立共同利用施設長尾南会館	丸橋自治会	市民協働推進課
10	宝塚市立共同利用施設安倉会館	安倉自治会	市民協働推進課
11	宝塚市立共同利用施設小浜会館	小浜自治会	市民協働推進課
12	宝塚市立共同利用施設福井会館	福井・亀井自治会	市民協働推進課
13	宝塚市立共同利用施設小林会館	小林会館運営委員会	市民協働推進課
14	宝塚市立共同利用施設鹿塩会館	鹿塩自治会	市民協働推進課
15	宝塚市立共同利用施設中筋会館	中筋会館運営委員会	市民協働推進課
16	宝塚市立共同利用施設高司会館	高司会館管理運営委員会	市民協働推進課
17	宝塚市立共同利用施設中山寺会館	中山寺自治会	市民協働推進課
18	宝塚市立共同利用施設美幸会館	美幸町自治会	市民協働推進課
19	宝塚市立共同利用施設山本台会館	山本台自治会	市民協働推進課
20	宝塚市立共同利用施設売布会館	売布北自治会	市民協働推進課
21	宝塚市立共同利用施設川面会館	川面会館管理委員会	市民協働推進課
22	宝塚市立共同利用施設松ガ丘会館	松ガ丘会館運営委員会	市民協働推進課
23	宝塚市立共同利用施設泉町会館	泉町会館運営委員会	市民協働推進課
24	宝塚市立共同利用施設旭町会館	旭町会館運営委員会	市民協働推進課
25	宝塚市立共同利用施設仁川会館	仁川会館運営委員会	市民協働推進課
26	宝塚市立共同利用施設伊子志会館	伊子志会館運営委員会	市民協働推進課

27	宝塚市立共同利用施設御所の前会館	御所の前町自治会	市民協働推進課
28	宝塚市立共同利用施設米谷会館	米谷会館運営委員会	市民協働推進課
29	宝塚市立共同利用施設亀井会館	福井・亀井自治会	市民協働推進課
30	宝塚市立共同利用施設安倉西会館	安倉西会館運営委員会	市民協働推進課
31	宝塚市立共同利用施設山本野里会館	宝塚市丸橋財産管理組合	市民協働推進課
32	宝塚市立共同利用施設山本会館	山本自治会	市民協働推進課
33	宝塚市立未成集会所	未成町自治会	市民協働推進課
34	宝塚市総合福祉センター	社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会	高齢福祉課
35	宝塚市立老人福祉センター	社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会	高齢福祉課
36	宝塚市立宝塚園芸振興センター	宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社	農政課
37	宝塚市立男女共同参画センター	NPO法人 女性と子どものエンパワメント関西	人権男女共同参画課
38	宝塚市立中央公民館	アクティオ株式会社	社会教育課
39	宝塚市立東公民館	アクティオ株式会社	社会教育課
40	宝塚市立西公民館	アクティオ株式会社	社会教育課
41	さらら仁川公益施設	国際ライフパートナー株式会社	市街地整備課
42	ピピアめふ公益施設	国際ライフパートナー株式会社	市街地整備課

令和 2 年（2020 年）4 月 28 日

指定管理施設所管課長 様

政策推進担当課長  
財政課長

令和 2 年度事業分における指定管理施設への損失補填について（新型コロナウイルス感染拡大防止関連）

標記の件について、下記のとおりとしますので、施設担当各課におかれては対応をお願いします。

#### 記

#### 1 基本的な考え方

令和 2 年 4 月 1 日から 4 月 14 日までの指定事業及び自主事業に係る損失補填については、基本的に令和 2 年 3 月 31 日付通知と同様の取扱いとする。

4 月 15 日以降は、兵庫県から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請があることから、県内全ての民間事業者との公平性を保つため自主事業については補填しないこととし、指定事業については、当該期間における施設の運営に要する費用を当該期間における指定管理料や他からの補填等で賄うことができない場合に限り、その不足分を補填することとする。

#### 2 補填内容等

別紙のとおり

#### 3 問い合わせ

政策推進課 新城（内線 2035）、比嘉（内線 2026）  
財政課 各部局予算担当

対象期間	対象施設	事業区分	補填内容	予算措置	予算年度支出科目
臨時休館要請日～3月31日	リスク分担において、運営リスクにおける「不可抗力に伴う臨時休館等」又は「政治、行政的な理由による事業変更」が市と明記されており、かつ、市が臨時休館要請を行った施設  ※上記以外の場合は、法律相談し、補填が必要か確認すること	指定事業	臨時休館したことに起因して失ったと思料される利用料収入。補填額については、他からの補填等の有無や損失補填の必要性を考慮し、担当課において指定管理者と十分に協議すること。	※1 流用又は予備費	令和元年度 13委託料 (指定管理料)
		自主事業	担当課において個別に市顧問弁護士との協議を行い、適正かつ公正な補填額を確定させ対応	※2 令和2年度補正	令和2年度 22補償補填及び賠償金 (補償金)
4月1日～4月14日	リスク分担において、運営リスクにおける「不可抗力に伴う臨時休館等」又は「政治、行政的な理由による事業変更」が市と明記されており、かつ、市が臨時休館要請を行った施設  ※上記以外の場合は、法律相談し、補填が必要か確認すること	指定事業	臨時休館したことに起因して失ったと思料される利用料収入。補填額については、他からの補填等の有無や損失補填の必要性を考慮し、担当課において指定管理者と十分に協議すること。	※2 令和2年度補正	令和2年度 13委託料 (指定管理料)
		自主事業	担当課において個別に市顧問弁護士との協議を行い、適正かつ公正な補填額を確定させ対応	※2 令和2年度補正	令和2年度 22補償補填及び賠償金 (補償金)
4月15日以降 (県からの休業要請期間)	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県からの要請により臨時休館とした施設	指定事業	臨時休館中における施設の運営に要する費用を、当該期間における指定管理料や他からの補填等で賄うことができない分 ※雇用調整助成金など国等の補償制度を可能な限り活用し、補填額を抑制すること ※担当課において指定管理者と十分に協議の上、金額を確定させること	※2 令和2年度補正	令和2年度 13委託料 (指定管理料)
		自主事業	補填しない	—	—

※1 5月8日(金)までに会計課へ支出伝票等を提出すること。

※2 施設の運営上、早急に支払いが必要な場合は、財政課又は政策推進課に連絡すること。

令和2年（2020年）5月20日

各指定管理施設所管課長 様

政策推進担当課長  
財政課長

5月16日以降における指定管理施設への損失補填について（新型コロナウイルス感染拡大防止関連）

標記の件について、兵庫県から新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく休業要請が5月16日以降一部緩和されたことから、下記のとおりとしますので、各施設所管課におかれましては適切な対応をお願いします。

#### 記

1 指定管理施設への損失補填の考え方  
別紙のとおり

2 同一施設内での県からの特措法に基づく休業要請の対象外となるものの把握  
施設によっては、同一施設内で県からの特措法に基づく休業要請の対象及び対象外と混在するため、各施設所管課においては対象状況を適正に把握すること（各施設の対象状況については別途照会予定）。

3 施設の再開に向けた指定管理者との調整について  
特措法に基づく県からの休業要請が解除された日以降も市の判断で臨時休館を継続している施設について、臨時休館中（再開準備に伴う休館期間含む）の損失は原則として市が負担しなければならないことに留意し、施設再開に備えた準備をあらかじめ整えるなど指定管理者と調整を行い、市の損失補填額の抑制に努めること。

4 問い合わせ  
政策推進課 新城（内線 2035）、比嘉（内線 2026）  
財政課 各部局予算担当

対象期間	区分	対象施設	事業区分	補填内容	予算措置	予算年度支出科目
臨時休館要請日～3月31日	①	リスク分担において、運営リスクにおける「不可抗力に伴う臨時休館等」又は「政治、行政的な理由による事業変更」が市と明記されており、かつ、市が臨時休館要請を行った施設  ※上記以外の場合は、法律相談し、補填が必要か確認すること	指定事業	臨時休館したことに起因して失ったと思料される利用料収入。補填額については、他からの補填等の有無や損失補填の必要性を考慮し、担当課において指定管理者と十分に協議すること。	流用又は予備費	令和元年度 13委託料 (指定管理料)
			自主事業	担当課において個別に市顧問弁護士との協議を行い、適正かつ公正な補填額を確定させ対応	※1 令和2年度補正	令和2年度 22補償補填及び賠償金 (補償金)
4月1日～4月14日	②	リスク分担において、運営リスクにおける「不可抗力に伴う臨時休館等」又は「政治、行政的な理由による事業変更」が市と明記されており、かつ、市が臨時休館要請を行った施設  ※上記以外の場合は、法律相談し、補填が必要か確認すること	指定事業	臨時休館したことに起因して失ったと思料される利用料収入。補填額については、他からの補填等の有無や損失補填の必要性を考慮し、担当課において指定管理者と十分に協議すること。	※1 令和2年度補正	令和2年度 13委託料 (指定管理料)
			自主事業	担当課において個別に市顧問弁護士との協議を行い、適正かつ公正な補填額を確定させ対応	※1 令和2年度補正	令和2年度 22補償補填及び賠償金 (補償金)
4月15日～5月15日 (県からの休業要請期間)	③-1	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県からの要請はないが、市の判断で臨時休館とした施設	対応については区分②に同じ			
	③-2	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県からの要請により臨時休館とした施設	指定事業	臨時休館中における施設の運営に要する費用を、当該期間における指定管理料や他からの補填等で賄うことができない分 ※雇用調整助成金など国等の補償制度を可能な限り活用し、補填額を抑制すること ※担当課において指定管理者と十分に協議の上、金額を確定させること	※1 令和2年度補正	令和2年度 13委託料 (指定管理料)
			自主事業	補填しない	—	—
5月16日以降 (県からの休業要請一部緩和又は全面解除) ※今後、再度県から休業要請が出された期間も含む。 ※宝塚市立温泉利用施設については別途協議	④-1	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県からの要請はないが、市の判断で臨時休館とした施設	対応については区分②に同じ			
	④-2	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県からの要請により臨時休館とした施設	対応については区分③-2に同じ			

※1 施設の運営上、早急に支払いが必要な場合は、財政課又は政策推進課に連絡すること。